タンクローリー、ポリ容器又は温泉スタンドにより公共の浴用又は飲用に供される温泉の許可基準及び管理要領

１　タンクローリー又はポリ容器により供給された温泉を旅館又は公衆浴場等において公共の浴用に供しようとするとき

　⑴　タンクローリー又はポリ容器により供給された温泉を市の区域内に存する旅館又は公衆浴場等において公共の浴用に供しようとする者は、温泉法第１５条第１項の許可を受けなければならない。

 ⑵　⑴の許可は、原則として、旅館又は公衆浴場等の浴槽ごとに行うものとする。

⑶　⑴の許可を受けた後その施設又は使用する源泉を変更する場合は、新たに温泉法第１５条第１項の許可を受けなければならない。

２　タンクローリー、ポリ容器又は温泉スタンドにより温泉を不特定多数の者に浴用又は飲用を目的として供給しようとするとき

⑴　市の区域内において、タンクローリー若しくはポリ容器に温泉を注入し、又は温泉スタンドを設けて温泉を不特定多数の者に浴用若しくは飲用を目的として供給しようとする者は、温泉法第１５条第１項の許可を受けなければならない。

⑵　⑴の許可は、原則として、タンクローリー、ポリ容器又は温泉スタンドごとに行うものとする。

⑶　一回当たりの温泉の供給量中の遊離硫化水素の量（温泉中の遊離硫化水素　濃度（mg/L）×温泉の供給量（L））が200ｍｇを超えるものについては、浴槽における中毒事故の危険性があることから、浴用の利用許可は行わないものとする。

⑷　飲用を目的として供給しようとする場合は、「温泉利用基準」の「第２ 飲用利用基準」に適合しなければならない。

　　附　則

　この要領は、令和２年４月１日から施行する。